

## 「2025年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）」 に係る利用上の注意について

本年12月8日（月）に公表予定の「2025年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）」においては、通常の1次速報から2次速報への改定に加え、2020年（令和2年）基準改定に対応した「2024年度（令和6年度）国民経済計算年次推計（支出側系列等）」<sup>1</sup>を反映する。このほか、主な推計方法の変更点など、これらの計数を利用するに当たっての注意点は以下のとおり。

より詳細な推計手法については、今般の基準改定に対応した「国民経済計算推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）2020年（令和2年）基準版」<sup>2</sup>を参照されたい。

### 1. R & D（研究・開発）の産出額について

R & Dの市場生産者分の産出額は、直近の第一次年次推計値をベンチマークとしつつ、直近で利用可能となる『全国企業短期経済観測調査』（短観）（日本銀行）における研究開発投資額等に基づき推計を行っている。

また、非市場生産者である対家計民間非営利団体分及び一般政府分のR & D産出額は、直近の第一次年次推計をトレンドで延長推計して当年度値を求めた上で、前年度のパターンで四半期分割して推計している。

「2024年度（令和6年度）国民経済計算年次推計（支出側系列等）」を反映した2025年度中の各四半期におけるR & Dの産出額（市場生産者分計及び非市場生産者分計）の推計値は、それぞれ表1、表2のとおりとなる。

<sup>1</sup> 「『2024年度（令和6年度）国民経済計算年次推計（2020年（令和2年）基準改定値）』に係る利用上の注意について」（令和7年11月26日）参照。

（[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/r2\\_riyou\\_kakuhou.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/r2_riyou_kakuhou.html)）

<sup>2</sup> 「国民経済計算推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）2020年（令和2年）基準版」（令和7年11月26日）参照。

（[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/sakusei\\_top.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/sakusei_top.html)）

(表1) 市場生産者（民間企業・公的企業合計）分のR&D産出額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度（同期）比 伸び率(%)
2025年度	19.2	5.6
4－6月期	4.6	5.7
7－9月期	4.7	5.7
10－12月期	4.9	5.6
1－3月期	5.1	5.6

(注) 名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

(表2) 非市場生産者（対家計民間非営利団体・一般政府合計）分のR&D産出額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度（同期）比 伸び率(%)
2025年度	4.2	0.0
4－6月期	1.0	0.0
7－9月期	1.0	0.0
10－12月期	1.0	0.0
1－3月期	1.0	0.0

(注) 名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

## 2. 供給側推計における推計品目等の細分化について<sup>3</sup>

### (1) 供給側QE推計における品目の細分化

供給側推計における推計品目について、以下のとおり細分化する。

(表3) 2020年（令和2年）基準における新規細分化品目

<現行の分類>	<細分化対象品目>
①衣服・身の回り品	織物製衣服
	ニット製衣服
	寝具
	じゅうたん・床織物
	衛生医療用繊維製品
②卸売	その他の衣服・身の回り品
	卸売（仲介貿易売買差額を除く。）
	仲介貿易売買差額

<sup>3</sup> 統計委員会国民経済計算体系の整備部会（第40回）

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html))

## （2）卸売業及び小売業における商業マージン推計の細分化

直近年次推計年のQE91品目分類別マージン額を『商業動態統計』(経済産業省)の品目群別に足し上げ、これを同統計の商品別販売額により延伸し、品目群別の商業マージン額を求める。この品目群別の商業マージン額を用いて、別途推計した商業マージン（一国計）総額<sup>4</sup>を品目群別に按分し、そのうえで、按分された品目群ごとの商業マージン額を、当該品目群に含まれる各QE品目の国内供給（出荷+輸入-輸出）額に応じて、商業マージン額が計上されるQE91品目分類又は細分類別に按分する。

## 3. 民間在庫変動の推計手法の変更について<sup>5</sup>

原材料在庫変動のうち、2次速報において『四半期別法人企業統計』(財務省)を利用せず『石油統計』(経済産業省)等を利用している「原油・天然ガス」について、1次速報についても『石油統計』等を用いた推計に変更する。

仕掛品在庫変動のうち、2次速報において『四半期別法人企業統計』を利用している「石油製品」について、1次・2次速報とともに『生産動態統計』(経済産業省)等を用いた推計に変更する。

## 4. 需要側と供給側の統合比率の見直し

国内家計最終消費支出及び民間企業設備の推計過程で需要側推計値と供給側推計値を加重平均する際のウェイト（統合比率）を以下のように見直す。

（表4）国内家計最終消費支出及び民間企業設備の需要側統合比率

	需要側統合比率（新）	需要側統合比率（旧）
国内家計最終消費支出	0.2543	0.2557
民間企業設備	0.4901	0.4522

新たな統合比率は、1995（平成7）暦年から2022（令和4）暦年（2000（平成12）暦年を除く。）について、2020年（令和2年）基準の速報値と同様の方法で供給側推計値と需要側推計値を推計し、それらを加重平均して求める暦年値の伸び率が年次推計暦年値の伸び率に最も近づく値に設定した。

## 5. 『食品産業動態調査』(農林水産省)の確報化に伴う対応

『食品産業動態調査』については、令和7年8月調査公表時（令和7年10月10日）に、『水産加工統計調査』(農林水産省)の確報（令和7年8月8日公表）を2024年値として取り込んでいる。他方で、2025年1月値以降については、『水産加工統

<sup>4</sup> 2015年基準と同様に、『四半期別法人企業統計』(財務省)から推計したマージン率と、『商業動態統計』の業種別商業販売額を用いて推計している。

<sup>5</sup> 統計委員会国民経済計算体系的整備部会（第41回）

（[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html)）

計調査』の確報の取り込みによる水準の調整が行われていない。

そこで、『水産加工統計調査』の確報取り込み前の『食品産業動態調査』の2025年1月の前月比を用いて、確報取り込み後の2024年12月値を延長することで、水準差を調整する。また、2025年2月以降についても同様に前月比で延長する。

(計算式)

供給側推計で用いる『食品産業動態調査』の2025年1月値＝  
2024年12月値(確報後) × (2025年1月値(確報前)/2024年12月値(確報前))

## 6. 季節調整について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して設定してきた異常値処理のダミー変数について、速報期間である2025年1－3月期以降の異常値処理については、統計委員会国民経済計算体系的整備部会における議論<sup>6</sup>を踏まえ、「2025年7－9月期四半期別GDP速報(2次速報値)」以降、当面の間は引き続き、外れ値の判定に用いる信頼区間を99%として加法型異常値処理のダミー変数を設定する。設定したダミー変数については、毎回の四半期別GDP速報の公表時に併せて公表する。

なお、速報期間(2025年1－3月期以降)の処理は、暫定的な処理であり、この手法により設定したダミー変数の取り扱いについては、「2025年度(令和7年度)国民経済計算年次推計」を反映する「2026年7－9月期四半期別GDP速報(2次速報値)」において、再度検証する<sup>7</sup>。

(以上)

---

<sup>6</sup> 統計委員会国民経済計算体系的整備部会(第35回及び第39回)  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html))

<sup>7</sup> 各期の2次速報値の推計において設定した異常値処理は、原則として、2026年7－9月期四半期別GDP速報(1次速報値)までは変更しない。